

宮崎県北部広域行政事務組合 ふるさと回帰強化事業 特産品交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、帰省・外出の自粛や、アルバイト代が減ってしまった圏域（延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。以下同じ。）出身の若い世代を応援するため、当該圏域出身者に対し、宮崎県北部広域行政事務組合ふるさと回帰強化事業に係る特産品（以下「特産品」という。）を予算の範囲内で交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付及び申請対象者)

第2条 この要綱に基づく特産品の交付対象者は、圏域外に居住する平成7年4月2日から平成14年4月1日に生まれた圏域内出身者とする。ただし、2,000人を上限とする。

2 特産品の交付の申請ができる者は、圏域内に居住する前号に掲げる者の父母若しくは保護者又はこれに準ずる者とする。

(特産品の数量)

第3条 特産品の交付数は、前条第1項に掲げる者1人につき1セットとする。

(交付の申請)

第4条 特産品の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。この場合において、申請者は、押印を省略することができるものとする。

- (1) 申請者の現住所が分かる書類の写し
- (2) 交付対象者の年齢が分かる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの

2 この要綱に基づく交付申請は、令和2年11月16日8時30分より受付を開始するものとする。

(交付決定)

第5条 代表理事は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る交付が適当か審査し、速やかに交付決定通知書（様式第2号）又は不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、特産品の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に特産品が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他特産品の交付が不相当であると代表理事が認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

ひむかふるさとエール便 交付申請書

宮崎県北部広域行政事務組合
理事会代表理事 読谷山 洋司 様

圏域出身者のふるさと回帰強化事業に係る特産品の交付を申請したいので、宮崎県北部広域行政事務組合ふるさと回帰強化事業特産品交付要綱第4条第1項の規定に基づいて申請します。

1 交付対象者の情報

| | | | |
|-------------------|--|------|--|
| 住所 (圏域外の送付先住所) | | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | 生年月日 | |
| メールアドレス | | | |

2 申請者（保護者等）の情報

| | | | |
|----------------|--|-----------|--|
| 住所 (圏域内の住所) | | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | 交付対象者との続柄 | |
| メールアドレス | | | |

3 添付書類 申請者の現住所及び交付対象者の年齢が分かる書類の写し。

4 同意事項

| | | |
|------|--------------------------|---|
| 同意事項 | <input type="checkbox"/> | (1)交付要綱第2条の要件を確認するため、住民基本台帳との照合を行うことに同意します。 (2)記載の個人情報を本事業の運営・配送委託業者へ提供することに同意します。 (3)この申請書の記載内容に虚偽はありません。 (4)この申請にあたって交付対象者の同意を得ています。 |
|------|--------------------------|---|

5 交付対象者へ贈る言葉

| |
|--|
| |
|--|

宮北広組第 号
令和2年 月 日

ひむかふるさとエール便 交付決定通知書

ひむかふるさとエール便申請者 様

※個人情報保護の観点からお名前は伏せさせていただいております。
※本書は、申請時に入力いただいたメールアドレスに送付しております。

宮崎県北部広域行政事務組合
理事会代表理事 読谷山 洋司

あなた様より、令和 年 月 日から令和 年 月 日の期間に申請のあった、圏域出身者のふるさと回帰強化事業について下記のとおり交付することを決定したので、宮崎県北部広域行政事務組合ふるさと回帰強化事業特産品交付要綱第4条第1項の規定に基づいて通知します。

記

1 発送・品目

発送日：令和 年 月 日

品目：〇〇市、〇〇町、〇〇村の特産品のいずれか

2 条件

代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特産品の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に特産品が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 規則及び要綱の規定に違反したとき。
- 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- その他特産品の交付が不相当であると代表理事が認めるとき。

（文書取扱）

宮崎県北部広域行政事務組合事務局
（延岡市企画課内）

電話：0982-22-7075

※心当たりのない方は、お手数ですが、上記までご連絡いただけますようお願いいたします。

宮北広組第 号
令和2年 月 日

ひむかふるさとエール便 不交付決定通知書

ひむかふるさとエール便申請者 様

※個人情報保護の観点からお名前は伏せさせていただいております。
※本書は、申請時に入力いただいたメールアドレスに送付しております。

宮崎県北部広域行政事務組合
理事会代表理事 読谷山 洋司

あなた様より、令和 年 月 日から令和 年 月 日の期間に申請のあった、圏域出身者のふるさと回帰強化事業について下記のとおり交付しないことを決定したので、宮崎県北部広域行政事務組合ふるさと回帰強化事業特産品交付要綱第4条第1項の規定に基づいて通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由等

（文書取扱）

宮崎県北部広域行政事務組合事務局
（延岡市企画課内）

電話：0982-22-7075

※心当たりのない方は、お手数ですが、上記までご連絡いただきますようお願いいたします。